

平成24年 6 月19日
委 員 会 決 定

有明海・八代海等総合調査評価委員会の小委員会の設置について

有明海・八代海等総合調査評価委員会の運営方針について（平成15年 2 月 7 日委員会決定）第 4 事項の①の規定に基づき、下記の小委員会を設置するものとする。

記

1. 生物・水産資源・水環境問題検討作業小委員会
委員会が行う有明海・八代海等における生物・水産資源及び水環境を巡る問題にかかる情報の収集・整理・分析を行う。
2. 海域再生対策検討作業小委員会
委員会が行う有明海・八代海等の再生の評価にかかる情報の収集・整理・分析を行う。

有明海・八代海等総合調査評価委員会の小委員会の設置について

1. 趣旨

第29回の有明海・八代海等総合調査評価委員会（以下「委員会」という。）において、今後の委員会に求められる役割は、

①これまでの委員会の最大のミッションを継承し、有明海及び八代海等で生じている生物・水産資源を巡る問題点の原因・要因、発生機構の究明を進めるとともに、

②有明海及び八代海等の再生に向けて、科学的な見地から成立しうる再生像を具体的に提示するとともに、その再生像を実現するために最も効率的かつ現実的な再生手順を明かにする

ことであることを確認した。

また、これら審議を機動的かつ効率的に進めるため、下部組織を設けることについて提示したところ。

以上を踏まえ、今後、次の2つの小委員会を設置することとしたい。

2. 生物・水産資源・水環境問題検討作業小委員会

(1) 所掌事務

① 有明海及び八代海等で生じている生物・水産資源及び水環境を巡る問題点（へい死事案、漁獲低迷、赤潮、貧酸素水塊等）の現況把握に関すること。

② ①に係る原因・要因、発生機構に関すること。

③ ①に係る被害予防・被害軽減策等の評価に関すること。

④ ①を解消・克服するための再生手順に関すること（3.の小委員会の所掌事務に属するものを除く。）。

⑤ ①～④について、順次とりまとめ委員会に提出すること。

(2) 構成

委員会の構成員の一部及び専門委員（今後選任する。）

3. 海域再生対策検討作業小委員会

(1) 所掌事務

① 有明海及び八代海等の再生像に関すること。

② ①を達成するための再生手順に関すること。

③ 再生技術の評価に関すること。

④ ①、②にかかる環境特性の把握、課題整理に関すること。

⑤ ①～④について、順次とりまとめ委員会に提出すること。

(2) 構成

委員会の構成員の一部及び専門委員（今後選任する。）